

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」 更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は7月31日(月)までです。

新しい保険証は水色です

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。

なお、現在お持ちの保険証(オレンジ色)は、8月1日以降に各自で破棄してください。

一部負担金の割合

一部負担金の割合(病院などでの窓口負担額)は、平成29年度の町民税の課税所得を基に判定しています。

一部負担金の割合については、下表のとおりです。

一部負担金の割合 (病院などでの窓口負担割合)



同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	1割

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」 の更新について

限度額適用・標準負担額認定証

世帯の全員が住民税非課税の人で多額の医療費が掛かる場合、事前に申請をし「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、医療費負担の月額が決められた限度額までとなります。

認定証は更新が必要です

現在お持ちの認定証(オレンジ色)は7月31日(月)で有効期限が切れます。所得区分が引き続きⅠ・Ⅱの人については、新しい「限度額適用・標準負担額認定証」(青色)を7月中に郵送します。

新しく申請される人は

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人で新たに申請をされる人は、健康福祉課または宮原振興局総務振興課へ申請をしてください。

所得区分	入院時の自己負担 限度額(月額)	外来時の自己負担 限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)
現役並み所得者 (※①)	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1%	57,600円	360円
	多数該当44,400円(※⑤)		
一般所得者(※②)	57,600円	14,000円 (年間144,000円) (※⑦)	360円
	多数該当44,400円(※⑤)		
低所得者Ⅱ(※③)	24,600円	8,000円	過去12か月で90日までの入院210円 過去12か月で91日目からの入院160円(※⑥)
低所得者Ⅰ(※④)	15,000円	8,000円	100円

※①145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員

※②現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人

※③被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

※④被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる人(年金収入のみの場合は80万円以下の人)

※⑤過去12か月以内に外来と入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は4万4,400円になります。

※⑥入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

※⑦8月1日から翌年7月31日までの期間の合計額に対する自己負担限度額

【お問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852 (直通)



保険証の更新お忘れなく!

国民健康保険被保険者証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は7月31日(月)が有効期限です。被保険者証の更新を各地区公民館などで行いますので、更新されますようお願いいたします。

仮設住宅にお住まいの人へ

次の日程と会場で交付します。

指定日に更新できない人へ

次の場所で交付します。

● 野津仮設団地

【日 時】
7月20日(木)
9時～11時30分

◆ 場 所

野津交流館(ホール)
鹿島仮設団地

◆ 日 時

7月25日(火)
15時～16時

◆ 場 所

農産加工研修センター
島地仮設団地

◆ 日 時

7月26日(水)
13時30分～14時30分

◆ 場 所
健康センター(教養室)

【宮原地区】
健康福祉課 国民健康保険係
宮原振興局 総務振興課

「国民健康保険限度額認定・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

認定証を8月以降も引き続き使用される場合は新たに申請が必要です。
認定証の申請は保険証更新会場では行いませんので、健康福祉課または宮原振興局総務振興課にて申請ください。



国民健康保険被保険者証更新日程

☆持参するもの ①印鑑 ②国民健康保険被保険者証(世帯全員分)

期 日	時 間	竜北地区	会 場	宮原地区	会 場
7月19日 (水)	9時～10時	本山・中大野	中大野公民館	新 村	新村公民館
	10時30分～11時30分	迫	迫公民館	下 宮	下宮公民館
	13時30分～14時30分	笹尾・上高塚	ウォーキングセンター		
	15時～16時	吉本・下高塚	吉本公民館		
7月20日 (木)	9時～10時	高野道・北野津	野津交流館(ホール)	東上宮	宮原振興局
	10時30分～11時30分	西野津・北川	野津交流館(ホール)	町	宮原振興局
	13時30分～14時30分	河原・法道寺	法道寺公民館	西上宮	氷川町公民館(和室)
7月21日 (金)	9時～10時	沖塘・若洲	沖塘公民館	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館
	10時30分～11時30分	西網道	西網道公民館	今	今公民館
	13時30分～14時30分	中網道	中網道公民館	早 尾	早尾公民館
7月25日 (火)	9時～10時	東網道	東網道公民館	梶	梶公民館
	10時30分～11時30分	新 田	下新田公民館	原 田	原田公民館
	13時30分～14時30分	島地・上鹿島	鹿島公民館	有 佐	有佐公民館
	15時～16時	下鹿島	農産加工研修センター(大研修室)	宮 園	宮園公民館
7月26日 (水)	9時～10時	北鹿野	竜北歴史資料館(和室)	立 神	立神公民館
	10時30分～11時30分	南鹿野	南鹿野公民館	川 上	川上公民館
	13時30分～14時30分	柳の江・立石	健康センター(教養室)		
		反 甫	反甫公民館		

【お問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通) 宮原振興局 総務振興課 総合窓口係 ☎62-2312(直通)